

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団  
I Cカード（回数券）取扱規約

制 定 令和4年12月24日  
改 定 令和5年 3月 1日  
改 定 令和5年 4月 1日  
改 定 令和5年 7月 1日

## 第1条 目的

- 1 本規約は、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団（以下、「財団」という。）が発行する、金銭的価値等をI Cチップで記録するカード（名称を「公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団 I Cカード（回数券）」とし、以下「I Cカード」という。）のサービス内容と使用条件を定め、もって使用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

## 第2条 適用範囲

- 1 当財団は、この規約及びこの規約に関連して定められた規定を必要な範囲で変更することができる。この場合は、当財団は変更の時期及び変更内容を予め当財団公式ホームページに掲載する。
- 2 この規約が改訂された場合、以後のI Cカードに係る取扱いについては、改訂された規約の定めるところによる。
- 3 この規約に定めのない事項については、法令等の定めるところによる。

## 第3条 取扱箇所

- 1 I Cカードの取扱箇所は、当財団が管理業務を行う、世田谷区立総合運動場条例及び世田谷区立千歳温水プール条例、世田谷区立大蔵第二運動場条例の利用施設（以下、「各施設」という。）の個人利用施設とする。

## 第4条 契約の成立

- 1 I Cカードの使用に関する契約は、当財団が使用者にI Cカードを発行したときに両者の間において成立する。

## 第5条 使用方法及び制限事項

- 1 I Cカードは、各施設の利用料金の支払いとして使用することができる。
- 2 I Cカードは、各施設においてI Cカードを処理する機器（以下、「所定の機器」という。）により使用しなければならない。
- 3 利用券購入時等にはI Cカードを使用しなければならない。
- 4 前項に関わらず、I Cカードの破損及び所定の機器の故障若しくは天災等によりI Cカードの内容の読取りが不能となったとき及び当財団が別に定める期間これらの取扱いがなかったときは、I Cカードは所定の機器で使用できないことがある。

5 偽造、変造又は不正に作成された I Cカードを使用することはできない。

#### 第6条 使用者の同意

使用者は、この規約及びこれに関連して定められた規定を承認し、かつこれに同意したものとする。

#### 第7条 制限又は停止等

- 1 当財団は、次の各号に該当する場合、I Cカードの取扱いを一時停止、制限、中断又は終了することがある。
  - (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備の保守、点検、異常及びコンピューターシステム異常等の不可抗力により I Cカードの取扱いが困難であると当財団が認めた場合
  - (2) コンピューターシステムの保守、点検又は障害等やむを得ない事情により当財団が I Cカードの取扱いの中止を必要と判断した場合
  - (3) 当財団が管理・運営するシステムの提供に必要な設備の保守・点検を行う場合、又は障害が発生した場合
  - (4) 当財団が自主的に I Cカードのサービス終了を判断した場合
  - (5) I Cカードを取扱う各施設が閉館又は休館の場合
  - (6) その他、やむを得ない事情がある場合
- 2 当財団は、I Cカードのサービス中断又は終了するときは、当財団公式ホームページ等に掲載することとする。ただし、I Cカードのサービス中断又は終了が緊急に必要となった場合、その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではない。
- 3 本条に基づくサービスの制限又は停止等により生じた損害、その他いかなる不利益についても当財団はその責めを負わない。

#### 第8条 カードの失効

- 1 I Cカードの有効期限は、最終利用日から5年とする。ただし、大蔵第二運動場ゴルフ練習場 I Cカードについては、最終利用日から6カ月とする。

#### 第9条 発行額

- 1 I Cカードの発行額は、無料とする。ただし、発行後所定の機器において I Cカードに金額をチャージすることとする。
- 2 I Cカードに金額をチャージする場合は、現金とする。
- 3 現金によりチャージされた額面に応じて、別表1のとおりプレミアを付加する。

#### 第10条 I Cカードへのチャージ

- 1 I Cカードへチャージする額面については、別表1「チャージ額」のとおりとする。
- 2 I Cカードの残高不足時は、I Cカードにチャージをしたのち利用ができる。
- 3 I Cカードのチャージ額の上限は、10,000円とする。ただし、大蔵第二運動場ゴルフ練習場専用 I Cカードのチャージ額上限は、30,000円とする。

#### 第11条 I Cカード残額の確認

1 ICカードの残額は、各施設の所定機器により確認することができる。

#### 第12条 無効となる場合

1 ICカードは次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収し、当該ICカードは返却しない。

- (1) 偽造、変造又は不正に作成されたICカードを使用した場合
- (2) 使用者の故意又は重大な過失によりICカードが障害状態となったと認められる場合
- (3) その他不正行為と認められる場合

2 前項各号により生じた損害、その他いかなる不利益についても、当財団はその責めを負わない。

#### 第13条 再発行

1 ICカードの再発行は行わない。

2 前項に関わらず、使用者の故意又は重大な過失によらないICカードの破損等によって所定の機器で使用できない場合は、使用者が当該ICカードを提出し、当財団が当該ICカードの残額が確認できた場合は、再発行を行う。

#### 第14条 払戻し

1 ICカード残額の払戻金額は、ICカード残額より別表2の事務手数料分を差し引いた額とする。ただし、1円単位を切り上げた額とする。

2 前各項の規定によりICカードの払戻しが請求された場合、当財団はカードを持参し払戻しを申し出た者に対して払戻しを行う。

3 ICカードの払戻しの申し出を受け付けした後、払戻しの取消し、ICカードの機能の復元をすることはできない。

4 払戻しを金融機関への振込み、現金書留による郵送等により行う場合の費用は使用者の負担とする。

5 前項の費用が払戻し金額の合計額を上回る場合は、当財団と使用者で協議の上、使用者はICカードの一切の権利を放棄することができる。

#### 第15条 免責事項

1 法令又は本規則に定めのある場合を除き、本サービスに関して使用者が被った損害について当財団は一切の責任を負わない。

別表1 (第9条関係)

施設名	チャージ額	プレミア
総合運動場体育館	3,000円	300円
	1,000円	100円
総合運動場水泳場	3,000円	300円
	1,000円	100円
千歳温水プール	4,000円	400円
	1,500円	150円
大蔵第二運動場 トレーニングルーム用	3,000円	300円
	5,000円	500円
大蔵第二運動場 ゴルフ練習場用	1,000円	0円
	2,000円	0円
	3,000円	0円
	5,000円	250円
	10,000円	1,000円
	20,000円	3,000円

別表2 (第14条関係)

施設名	事務手数料
総合運動場体育館	15%
総合運動場水泳場	15%
千歳温水プール	15%
大蔵第二運動場(トレーニングルーム用)	15%
大蔵第二運動場(ゴルフ練習場用)	20%